

様

茨城県知事



県営住宅収入認定兼家賃決定通知書

県営住宅条例に基づき、下記認定日を基準日としてあなたの収入額を認定し、県営住宅の家賃を決定しましたので通知します。

決定家賃	円	期間	年 月 日から 年 月 日まで	認定日	年 月 日
認定収入額	円	裁量階層該当の有無		収入超過者等の認定の有無	

なお、家賃減免を受けている方は、減免決定期間の家賃です。建替等による家賃減額を受けている方は、同封の「建替家賃減額明細書」をお読みください。

また、認定日以後、退職での収入変動、承継、同居、出産、結婚等で家族構成に変更があった場合は、決定された家賃が変更となる場合があります。

この決定に対して異議のあるときは、この通知を受けた日から30日以内に「収入額等変更認定願」により、意見を述べることができます。

1 収入額の認定の根拠

氏名	所得額(円)	未申告	控除(円/1人当、人数、額)(円)	
			同居者等	× =
			老人扶養親族	× =
			一般障害者	× =
			特別障害者	× =
			別居扶養親族	× =
			特定扶養者	× =
			寡婦	× =
			ひとり親	× =
合計	(ア)		給与年金控除	× =
差引額(ア)-(イ)=(ウ)		(円)		
収入額(ウ)÷12月		(円)	合計	(イ) (円)

2 決定家賃の算出根拠

近傍同種の住宅の家賃	A	(円)
家賃算定基礎額	B	(円)
市町村立地係数	C	
規模係数	D	
経過年数係数	E	
利便性係数	F	
本来家賃額(B×C×D×E×F) ≤ A	G	(円)
収入基準超過の加算率	H	
収入基準超過の加算額(A-G)×H	I	(円)
収入超過・高額所得者・未申告者の家賃(G+I) ≤ A	J	(円)
減免・減額後の額	K	(円)

裏面もお読みください。